



令和7年度 第1回坂井市環境基本計画検討委員会
第二次坂井市環境基本計画の中間見直しについて

令和7年6月30日

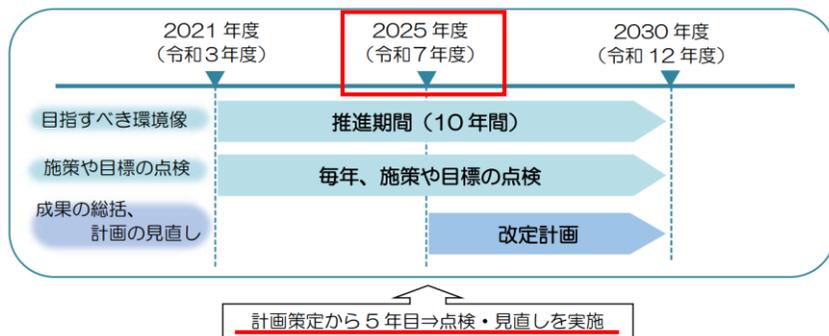
坂井市 生活環境部 環境推進課

1 坂井市環境基本計画について

坂井市環境基本計画の概要について

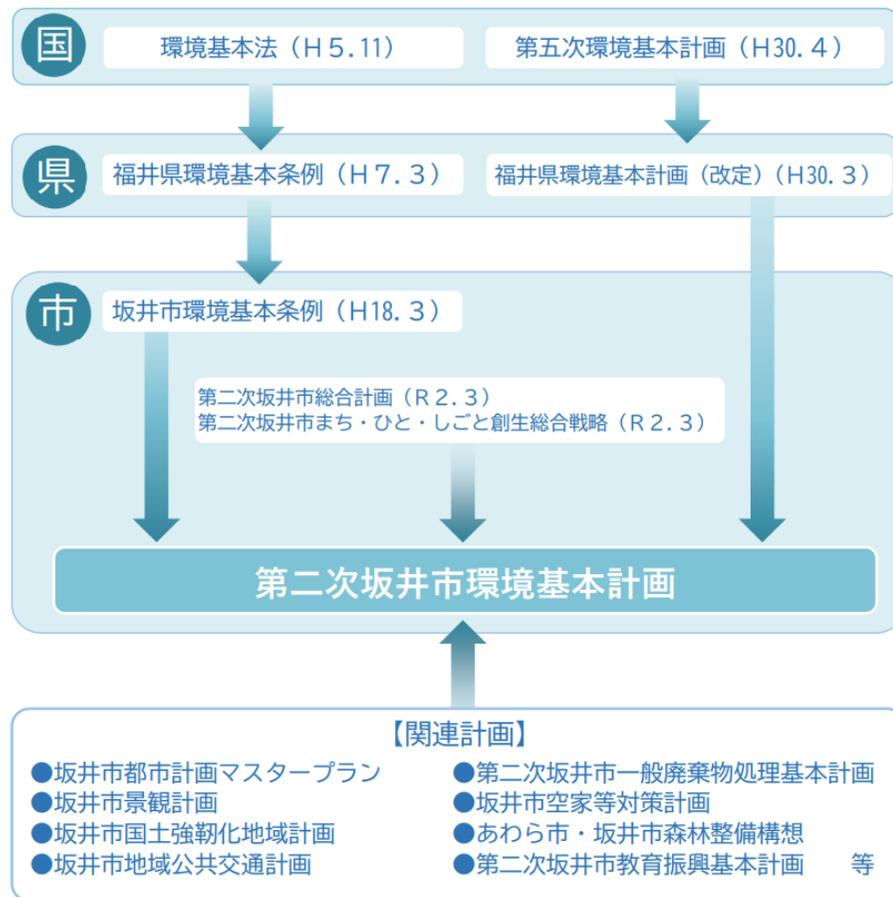
- ◆ 坂井市環境基本計画は、坂井市環境基本条例に基づいて策定するものであり、坂井市の環境保全及び創造に関する基本的かつ総合的な計画です。
- ◆ 2009（平成21）年3月に第一次計画が策定され、2014（平成26）年3月には改定版が策定されました。現計画は第二次計画となります。
- ◆ 現計画は、第二次坂井市総合計画に掲げる本市の目指すべき将来像「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」の実現、第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「自然と共生できるまちづくり」の実現を本市の関連する各種計画と整合性を図りつつ、環境面から推進するための計画として位置づけられています。
- ◆ 現計画の対象期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間であり、目標年次の2030（令和12）年度における目指すべき環境像の実現に向けて、各種施策に取り組んでいます。
- ◆ 本年は計画策定から5年目となるため、計画の点検、見直しを実施します。

図 現計画（第二次計画）の計画期間



出典：第二次坂井市環境基本計画を一部加筆

図 現計画（第二次計画）の位置づけ



出典：第二次坂井市環境基本計画

2 現行計画について ①環境保全施策の体系

坂井市の「目指すべき環境像」

彩り豊かな自然を育む ひと まち さかい

実現のための5つの行動方針

1 良好な生活環境の創出

大気汚染や水質汚濁といった公害の防止、緑化などを推進し、安全安心で良好な生活環境を創出していきます。



2 豊かな自然と歴史資源の保全・育成

海・川・田園・山が構成する生態系の保全、各地区の歴史・文化を後世に残していくためにも、豊かな自然と歴史環境を守り育てていきます。



3 循環型社会の形成

ごみの減量やリサイクルの推進をはじめとして、限りある資源を大切にし、持続可能な循環型社会づくりを進めていきます。



4 地球温暖化対策の推進

地球温暖化を防止するための対策や適応策の推進など、地球環境の保全に貢献していきます。



5 環境と共生する人づくり

本市にある多くの環境学習の場を活かし、環境をよくするために、自ら考え行動する市民を育てていきます。



施策の体系

環境像

行動方針

行動目標（11の施策の柱）

彩り豊かな自然を育む
ひと
まち
さかい

1 良好な生活環境の創出



- 1 公害防止対策を推進する
- 2 漂着ごみ・不法投棄対策を推進する
- 3 快適で環境に優しい住環境を創出する

2 豊かな自然と歴史資源の保全・育成



- 4 豊かな自然と共生する
- 5 自然に培われた歴史資源を後世に残す
- 6 森里川海のつながりを支え、活用する

3 循環型社会の形成



- 7 ものの大切さ、限りある資源を意識した社会をつくる
- 8 資源と水がめぐり、未来に続くまちを創造する

4 地球温暖化対策の推進



- 9 地球温暖化を防止するために行動する
- 10 地球温暖化による影響に対して適応策をとる

5 環境と共生する人づくり



- 11 環境の大切さに気付き、環境をよくするために、自ら考え行動する

※「行動方針5」は1～4までのすべてに係る方針となっています。

2 現行計画について ②施策及び数値目標の達成状況

施策の達成状況

◆ 基本施策に基づく各事業の実施状況について、全体の実施率は77.4%となっています。

5つの行動方針	行動目標（11の施策の柱）	基本施策	事業数 (件)	実施事業数 (件)	実施率 (%)
良好な生活環境の 創出	1 公害防止対策を推進する	①水環境の保全	4	4	100.0
		②土壌の保全	2	1	50.0
		③大気環境の保全	4	2	50.0
	2 漂着ごみ・不法投棄対策を推進する	④騒音・振動対策	3	1	33.3
		⑤その他公害への対策	7	4	57.1
		⑥河川・海岸の漂着ごみ対策	3	2	66.7
3 快適で環境に優しい住環境を創出する	⑦不法投棄の防止	2	1	50.0	
	⑧快適な住環境の創出	6	6	100.0	
	豊かな自然と歴史 資源の保全・育成	4 豊かな自然と共生する	⑨まちなかの水と緑の保全・創出	7	6
⑩森林と植樹の保全			5	4	80.0
⑪田園環境の保全			7	6	85.7
5 自然に培われた歴史資源を後世に残す		⑫生物多様性の保全	9	4	44.4
		⑬良好な景観の形成	7	5	71.4
		⑭歴史文化の継承・保全・活用	6	5	83.3
6 森里川海のつながりを支え、活用する	⑮エコ・グリーンツーリズムの推進	4	4	100.0	
	7 ものの大切さ、限りある資源を意識した社会をつくる	⑯3Rの推進	14	11	78.6
		⑰バイオマスの利活用推進	5	3	60.0
8 資源と水がめぐり、未来に続くまちを創造する		⑱水の循環利用促進	4	2	50.0
	9 地球温暖化を防止するために行動する	⑲地産地消の推進	4	4	100.0
		⑳省エネルギー対策	9	9	100.0
10 地球温暖化による影響に対して適応策をとる		㉑再生可能エネルギーの導入	3	3	100.0
	㉒災害に強いまちづくりの推進	7	7	100.0	
	㉓暑さに強いまちづくりの推進	3	2	66.7	
環境と共生する 人づくり	11 環境の大切さに気付き、環境をよくするために、自ら考え行動する	㉔環境に関するイベントの推進	6	4	66.7
		㉕情報発信の推進	3	3	100.0
		㉖環境教育の推進	5	4	80.0
		㉗環境保全活動の推進・支援	7	6	85.7
合計			146	113	77.4

2 現行計画について ②施策及び数値目標の達成状況

数値目標の達成状況

5つの行動方針	項目	単位	計画策定時 (R1)	実績 (R2)	実績 (R3)	実績 (R4)	実績 (R5)	実績 (R6)	目標 (R12)
良好な生活環境の 創出	条例などで定められた規制値の超過企業数	件	3	3	8	2	3	3	0
	坂井市空き家情報バンクに登録されている空き家の活用件数	件	77	92	113	138	178	244	200
豊かな自然と歴史 資源の保全・育成	エコファーマー認定率	%	72.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	80
	景観まちづくり補助事業活用件数	件	3	3	3	1	2	3	11
循環型社会の形成	1人1日当たりのごみの排出量	g	881	844	825	828	793	776	779
	クリーンキャンペーン参加者数	人	9,526	コロナにより中止	5,580	7,728	7,314	5,797	10,000
地球温暖化対策の 推進	市民意識調査「あなたは「COOL CHOICE」を知っていますか。」の「知っている」の割合	%	32.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	100.0
	本市の温室効果ガス総排出量	千t-CO2	1,007 (H29)	967 (H30)	904 (R1)	854 (R2)	※1	※1	768
環境と共生する 人づくり	環境学習の開催数	回/年	6	0	4	8	6	4	24
	花壇コンクール事業参加団体数	団体	45	47	53	53	54	54	80

※1 データ入手可能時期の関係で今年度把握予定

3 国の動向① 環境基本計画

環境基本計画について

- ◆ 環境基本法に基づき策定される環境分野の最上位計画で、2024年5月に現行計画である『第六次環境基本計画』が策定されました。
- ◆ 第六次環境基本計画では、持続可能な社会の実現に向けた重要な要素として「ウェルビーイング／高い生活の質」を位置づけています。これは、環境保全を通じて、物質的な豊かさに加えて、健康で心豊かな生活の実現を目指すという考え方のことです。
- ◆ 「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす環境政策を実現するためには、「脱炭素」「資源循環」「自然共生」等の施策を統合・シナジー化させつつ、政府・市場・国民を共進化させ、**環境・経済・社会の統合的向上**を図らなければならないとしています。

ウェルビーイングの具体例

- ・ 良好な環境の保全による健康の維持・増進
- ・ 自然との触れ合いによる精神的充足感の向上
- ・ 環境に配慮した持続可能な経済活動による安定した暮らしの実現

環境・経済・社会の統合的向上の具体例

- ・ 再エネ導入によってエネルギー利用に係る支出を減らし、経営の改善とリスク回避につなげる（環境＋経済）
- ・ 蓄電池を導入し、防災リスクに備える（環境＋社会）
- ・ 自然保護の取組によってブランド価値を高める（環境＋経済）

6つの戦略と6つの重点施策について

- ◆ 環境・経済・社会の統合的向上を図るための戦略として、以下の6つを設定しています。

環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための6つの戦略

1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
2. 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
3. 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
4. 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
5. 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
6. 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

- ◆ 個別分野として、以下の6つを挙げています。

個別分野の重点的施策

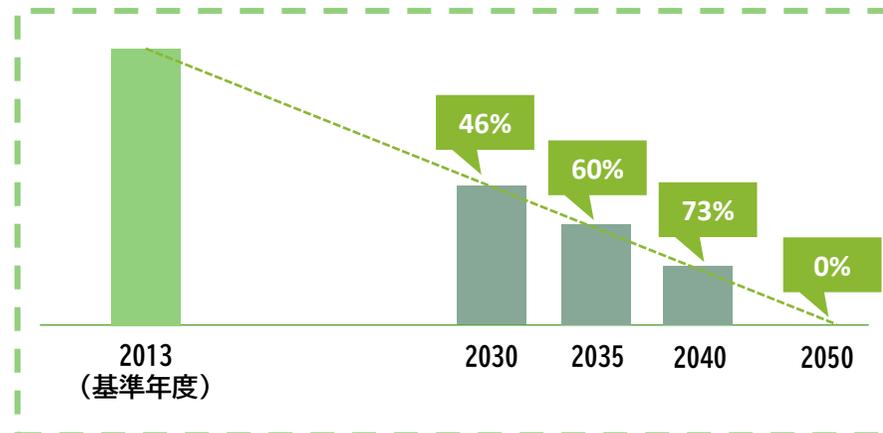
- 気候変動対策 … 地球温暖化対策計画等
- 循環型社会の形成 … 第五次循環型社会形成推進基本計画
- 生物多様性の確保・自然共生 … 生物多様性戦略2023-2030
- 水・大気・土壌の環境保全、環境リスクの管理
- 基盤となる施策 … 環境影響評価、研究・開発、環境教育、協働取組等
- 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

3 国の動向② 地球温暖化対策

地球温暖化対策の動向

- ◆ 国際的な地球温暖化への取組が進む中、国は1998年に「**地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）**」を施行し地球温暖化の取り組みを開始しました。
- ◆ 2015年、COP21でパリ協定が採択され、国ごとに温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）排出量の削減目標が定められることとなりました。日本は2021年に「**2030年度までに2013年度比46%削減（さらに50%の高みを目指す）**」という目標を掲げるとともに、最終的には**2050年ゼロカーボン**を目指すとしてきました。2025年2月には『**地球温暖化対策計画**』が改訂され、**2035年度60%、2040年度73%削減（2013年度比）**という目標を掲げています。
- ◆ 地球温暖化対策に向けては、地球温暖化対策推進法の外、エネルギー基本計画、GX推進戦略、気候変動適応計画等、様々な計画で取組が位置付けられています。

2030, 35, 40年度の目標推移



地球温暖化対策の方向性

- ◆ 基本的なアプローチは「環境と経済の好循環」
 - ① 排出削減と経済成長の同時実現。特にGXを通じた産業構造や社会システムの変革。
 - ② あらゆる政策を総動員した統合的アプローチ。グリーンイノベーションなど。
 - ③ 国だけでなく、地方自治体、企業、市民などあらゆる主体が参加するパートナーシップによって解決。特に地域での脱炭素化が重要。
- ◆ ゼロカーボンに向けた手段は大きく4つ。
 - ① エネルギー消費量の削減（省エネ化）
 - ② エネルギーの脱炭素化（再エネを主力電源に）
 - ③ エネルギー転換（電化、水素・アンモニアなどの新技術）
 - ④ 吸収減・オフセット（森林吸収やJ-クレジット等）

市町村に求められる計画

【地球温暖化対策実行計画】

区域施策編：地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減施策をまとめた計画

事務事業編：市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減施策をまとめた計画

【気候変動適応計画】

気候変動の影響を軽減・回避するために地域の实情に合わせた施策をまとめた計画（防災、農業、疫病・疾病対策など）

3 国の動向③ 資源循環

第五次循環型社会形成推進基本計画について

- ◆ 2024年8月「第五次循環型社会形成推進基本計画」策定
- ◆ 資源消費の最小化や廃棄物の発生抑制を通じて、気候変動、生物多様性損失、環境汚染等の社会課題の解決に貢献する「**循環経済への移行**」を最重要視しています。特に気候変動対策の観点からは、我が国の温室効果ガス排出量の約36%を資源循環により削減できる可能性があるとされており、**気候変動対策と一体となった循環経済への移行について国家戦略として進めることが明確化されました。**

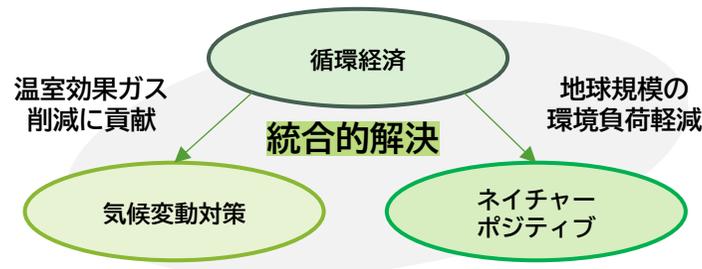
第五次循環型社会形成推進基本計画の重要な方向性

- ① 循環型社会形成に向けた**循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり**
- ② 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での**徹底的な資源循環**
- ③ 多種多様な**地域の循環システム**の構築と地方創生の実現
- ④ 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

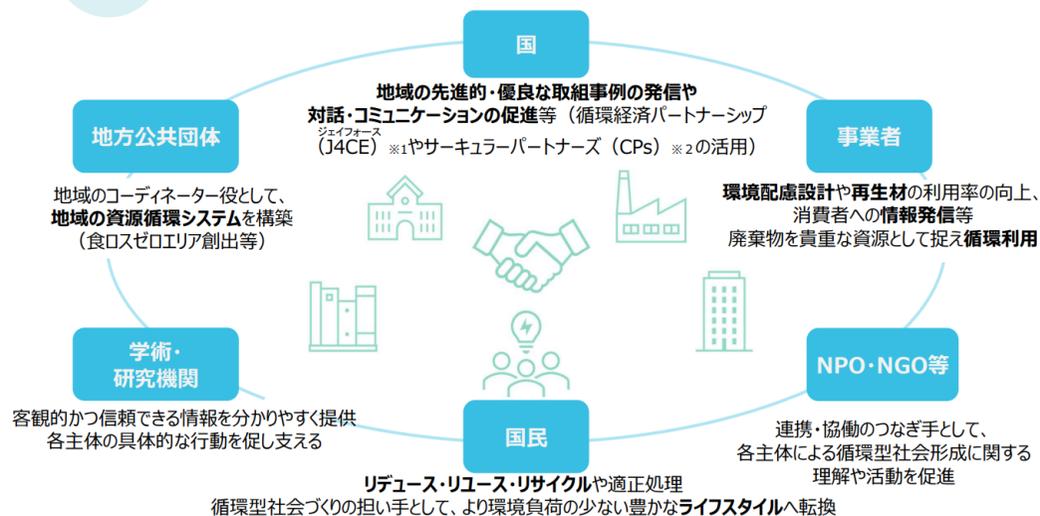
市町村に求められる取組

- ◆ 地域の資源循環システムの構築
- ◆ 一般廃棄物処理基本計画の策定
- ◆ 廃棄物分野の脱炭素施策
- ◆ 廃棄物処理施設における省エネ化・再エネ導入
- ◆ 収集・運搬車両の電動化
- ◆ 分別回収の徹底、食品ロス削減、3Rの促進、環境教育等

循環経済への移行による統合的解決



各主体の連携と役割



出典:環境省

3 国の動向④ 自然共生

生物多様性国家戦略2023-2030について

- ◆ 2023年3月「生物多様性国家戦略2023-2030」策定
- ◆ 世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した生物多様性の国家戦略。2030年の**ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現**を目指し、生物多様性・自然資本を守り活用することを目的とします。
- ◆ 「生物多様性損失」と「気候危機」という2つの危機に**統合的対応**をするとともに、ネイチャーポジティブ実現のために社会の根本的変革を行います。また、**30by30目標**の達成により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持・回復します。加えて、自然資本を守り活かす社会経済活動を推進します。

地域生物多様性増進法の施行

- ◆ ネイチャーポジティブの実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するために、2025年4月に「**地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）**」が施行されました。
- ◆ 地域生物多様性増進法の施行に伴い、同法に基づく「**増進活動実施計画**」「**連携増進活動実施計画**」の認定制度が開始しました。

増進活動実施計画

企業等が作成する、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する活動計画

連携増進活動実施計画

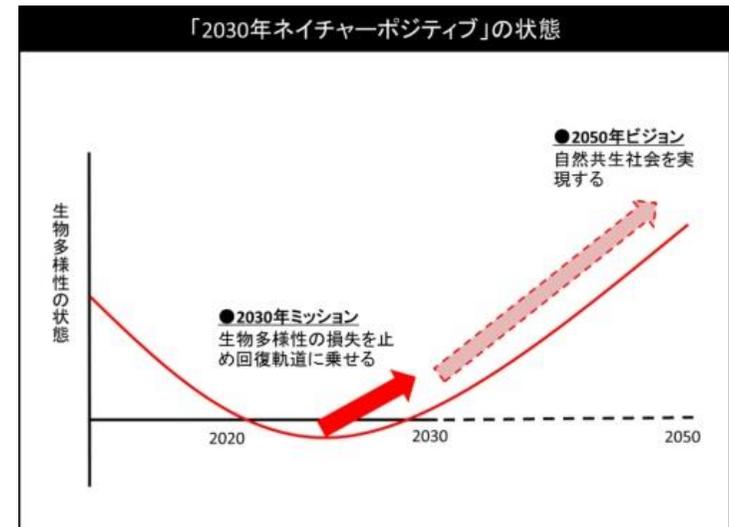
市町村が取りまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う生物多様性の維持・回復・創出に資する活動計画

- ◆ 市町村には、**これまで以上に生物多様性保全の推進において積極的かつ中心的な役割**が求められるようになります。

ネイチャーポジティブと30by30

【ネイチャーポジティブ】

「生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる」こと。具体的には、**2030年までに、2020年を基準とし、そこから自然損失を発生させずに、生物多様性を回復させ、2050年には自然の完全な回復を達成**することを目的としています。



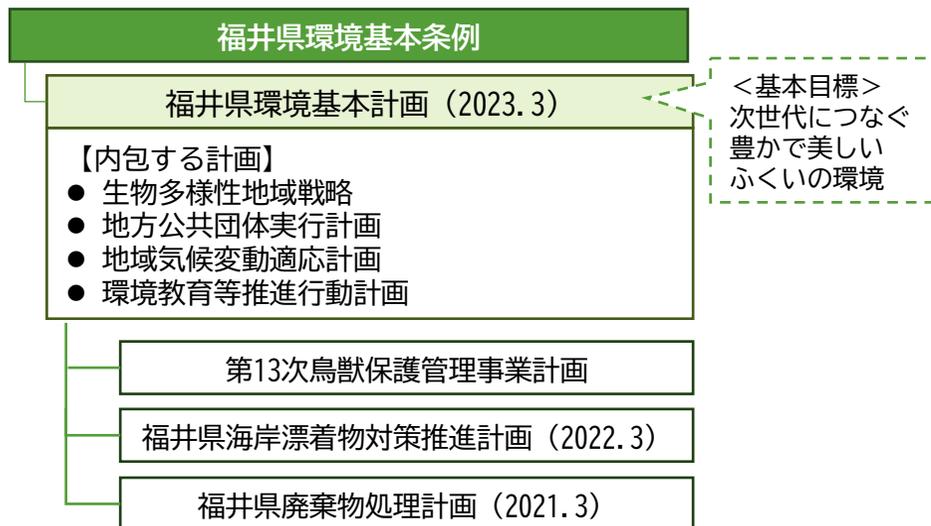
出典:環境省

【30by30】

2030年までに陸と海の30%以上を保護地域として効果的に保全するという国際的な生物多様性保全目標の一つ。具体的な取組・・・保護区域の拡大（国立・国定公園の指定、沿岸・海洋保護区の設定など）、OECM（国立公園などの保護地域ではない地域のうち、生物多様性保全に貢献し得る地域）の活用等。

4 県の動向

計画体系



地球温暖化対策

【温室効果ガス排出量の削減目標】

中期目標：2030年度までに2013年度比49%削減

長期目標：2050年度までに実質ゼロ

県の事務事業：2030年度までに2013年度比50%削減

【施策の方向性】

- ① エネルギー源の転換、省エネの推進等
- ② 再生可能エネルギーの導入拡大
導入目標：2030年度までに再生可能エネルギーの導入量1,336千kW
(2020年度比約1.6倍)
- ③ 森林等の吸収源対策
- ④ 適応策の推進
- ⑤ 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減

資源循環

【2025年度目標】

一般廃棄物総排出量：231千t (1人1日当たり858g)

食品ロス量：28千t

食品ロス削減に取り組む人の割合：85.0%

産業廃棄物排出量：2,943千t

【施策の方向性】

- ① 一般廃棄物の減量化とリサイクル推進
- ② 産業廃棄物の減量化とリサイクル推進
- ③ 廃棄物の適正な処理の推進

【一般廃棄物の重点施策】

- ① 食品ロス削減の推進
- ② 紙資源リサイクルの強化
- ③ プラスチックごみ対策の強化

【産業廃棄物の重点施策】

- ① 排出抑制、再生利用および適正処理の推進
- ② 不適正処理の防止
- ③ 事業者の優良化
- ④ 安定した処理体制の確保

自然共生

【課題】

- ・ 北陸新幹線敦賀延伸による交流人口の増加に対応した自然体験の機会の充実が必要
- ・ 自然とのふれあい活動や自然再生活動を担う団体、人材の確保、育成が必要
- ・ シカ、イノシシ、クマ等の鳥獣被害への継続的な対応が必要

【施策の方向性】

- ① 自然とふれあう活動の推進
- ② 里山里海湖の自然再生と活用
- ③ 生物多様性の保全

5 第二次基本計画の中間見直し等の方向性 ②

計画の構成

- ◆ 現行の「環境像」及び「5つの行動方針」の方向性を踏襲しつつ、国・県の動向や市の現状を踏まえた上でアップグレードします。
- ◆ 各施策について実施状況を検証し進捗状況を整理するとともに、施策毎に評価を行い、施策・取組の妥当性を評価します。その上で、施策・取組の見直しを図ります。
- ◆ 現状の数値目標の達成状況を整理するとともに、数値目標の妥当性を評価します。その上で、数値目標の見直しを図り、新たにKPIとして目標達成のための指標を設定します。
- ◆ 庁内関係各課の意見も踏まえ、見直しを行うことで、各課が主体性を持って実行できる施策・取組および指標を設定します。

計画見直しの基本方針

1. パートナーシップ型の計画

- 環境問題は、社会経済活動や生活様式に起因しており、市、市民、事業者といった多様な主体が関与する問題です。市が目指すべき環境像を実現するためには、多様な主体が対等な立場で参画し、各立場から課題を提示し、互いの強みを活かして課題解決を図っていきます。
- 本市では様々な施策において、市民ワークショップを実施することにより課題を「我がごと化」しています。本計画でもこのノウハウを活かし「我がごと化」を図り実行に結び付けます。
- 市民、事業者、中学生を対象にアンケートを実施し、幅広い世代や、多種多様なバックグラウンドを持つ住民から意見を聴き、市の実情に即した且つ実行性の高い計画の改定を目指します。

2. ビジョン型の計画

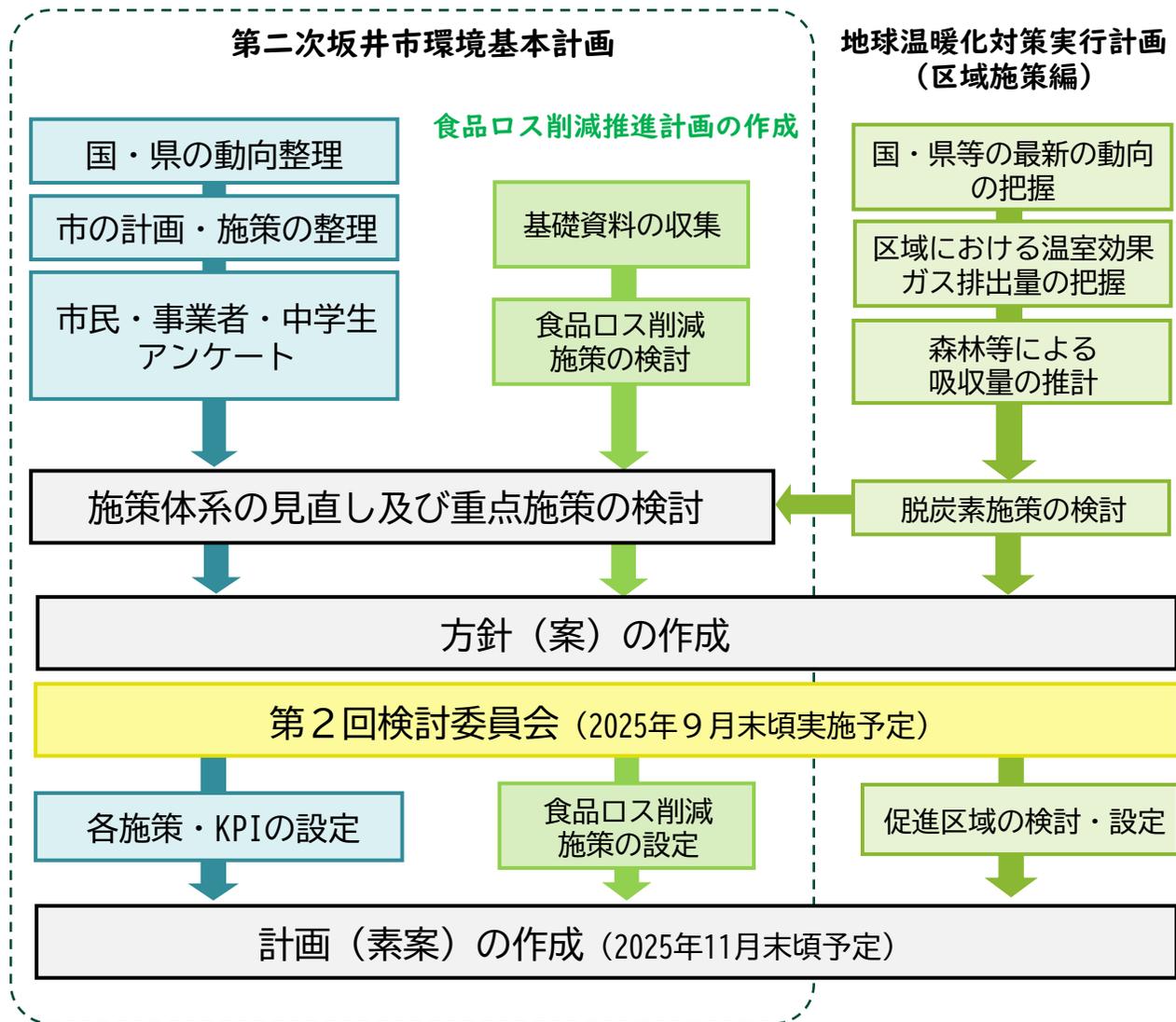
- 環境施策やそれを取り巻く状況は年々変化が速くなっており、短いスパンでの計画見直しだけでは対応が難しい場合があります。そのような状況において市の環境基本計画に求められるものは、市としての確固たる理念と方向性を示す将来ビジョン（将来像）です。
- 将来ビジョンを重視する「ビジョン型のプラン」とすることで、国県の様々な方針・施策等の変化に柔軟に対応していきます。
- 施策・指標については2030年度を見越した持続可能なものとし、施策ごとの取組・指標等について個別実施計画にて設定します。

3. ウェルビーイングの計画

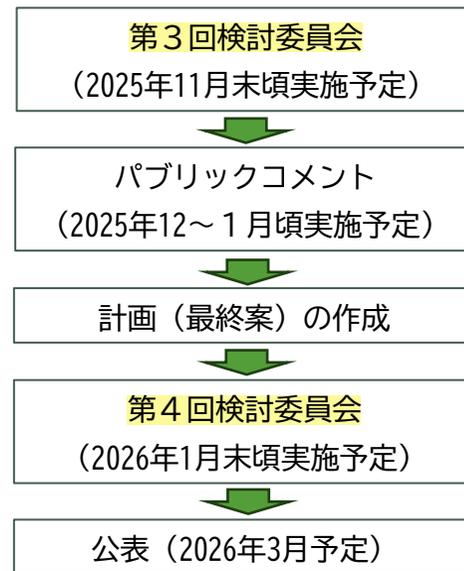
- 「ウェルビーイング」とは「より良い暮らし」という意味です。国の『第六次環境基本計画』では、「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位目標とし、「環境の保全を通じて現在及び将来にわたって生活の質・幸福度・ウェルビーイング・経済厚生向上」を目指すとしています。
- 本市では、このような考え方を取り入れ、改定する坂井市第二次環境基本計画においては、単に環境の課題だけを解決するのではなく、環境保全を土台として、社会・経済といった地域課題と統合的に解決を図ることで、市民一人ひとりの暮らしの豊かさにつなげていくことを基本的な考えとして取り込み、施策検討の軸とします。

6 計画改定等フロー

改定等フロー（計画素案作成まで）



計画（素案）作成後の流れ



今後の検討委員会の議題（案）

第2回	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果報告 方針（案）の提示
第3回	<ul style="list-style-type: none"> 計画（素案）の提示
第4回	<ul style="list-style-type: none"> 計画（最終案）の提示